

決議

出版者の権利ならびにデータベースに対する 排他的権利に関して

No.1 (1998年1月24日)

1998年1月22日から24日まで東京で開催された、国際出版連合の第4回国際著作権シンポジウムは、

文学的著作物の制作及び頒布の過程で、特に情報の選択、査読、編集、整理、宣伝・販売・管理における出版者の創造的役割を想起し、

出版者の著作隣接権に関する日本書籍出版協会の主張を支持し、

ネットワーク上での電子出版には、多大な投資が不可欠であることに留意し、

電子的に蓄積された著作物は、デジタル技術により、複製が大幅に容易になるため、特に著作権侵害の危険にさらされやすいことを認識し、

電子出版物およびデータベース制作者としての出版者の排他的権利に関し、国際的に、地域的に、および各国内において共通な法的保護を緊急に要求する。

決議

デジタル環境における著作権管理技術に関して

No.2 (1998年1月24日)

1998年1月22日から24日まで東京で開催された、国際出版連合の第4回国際著作権シンポジウムは、

1997年5月14日から16日までセブリアで開催された、デジタル技術の挑戦に直面した著作権及び著作隣接権の管理及び行使に関するWIPO国際フォーラムの結論に従い、

デジタル環境における電子的商取引及び著作権の許諾を目的とした実践的解決のための技術及び組織の発展の必要性を認識し、

電子的著作権管理システムの実現に向けての必要な端緒として、デジタル著作物識別システムへの援助に言及し、

システムが自発的なものに基づくものであり、いかなる強制的な集中管理機構の対象でないことを条件に、電子的管理システムならびに関連許諾技術のための解決策の探究を継続し、支持する。

決議

著作権をめぐるパートナー間の協力に関して

No.3 (1998年1月24日)

1998年1月22日から24日まで東京で開催された、国際出版連合の第4回国際著作権シンポジウムは、

デジタル環境が著作物の創作者と利用者との間に新しく、より直接的に作用し合う関係を創り出すことを認識し、

利用者が著作物を複製し、利用し、伝達するには、公的か私的かに関らず、それを行うにあたり、著作物に関する支払いを伴う変化を利用者が認めることが求められることに留意し、

さらに、権利者は、現代の市場の状況において利用者の多様な需要に応えるために新たな許諾方式を開発しつつあることに留意し、

さらに、私的または個人的利用のための複製に関して、デジタル環境における複製機器を改良、管理するための検討が必要とされていることに留意し、

著作者とともに著作権法および著作権管理システムの発達と強化を行うための利用者団体への協力を提供し、

利用者及びその代表に対し、著作権管理システムへの協力を呼びかけ、

WIPO著作権条約の締約国に、条約に適合したデジタル利用のための効果的な著作権許諾システムを支持するための法改正を行うことを要請する。

決議

著作権の遵守に関して

No.4 (1998年1月24日)

1998年1月22日から24日まで東京で開催された、国際出版連合の第4回国際著作権シンポジウムは、

著作権の遵守は、創造性を奨励することを想起し、

関係各機関が以下を行うことを要請する。

- ・ WIPO著作権条約により国際的に再確認されたように、著作権の遵守に関し、公的機関及び公衆への啓発を支持し、
- ・ TRIPS協定に準じて著作権の執行に必要なあらゆる手段をとる。